

# 社会科学研究所 公開研究会等の記録

<2024年度>

公開研究会	
日時	2025年3月12日(水) 13:30~17:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパスB1階B1C16教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	合評会『エドモンド・バークの国制論』高橋和則著(法政大学出版局、2024年)
報告者	①土井 美德 氏(創価大学法学部教授) ②苅谷 千尋 氏(金沢大学高大接続コア・センター特任助教) ③貫 龍太 氏(京都大学大学院経済学研究科ジュニアリサーチャー) リプライ:高橋 和則 客員研究員(法学部兼任講師) 司会:中澤 信彦 氏(関西大学経済学部教授)
概要	<p>2025.3.12公開研究会は、高橋和則著『エドモンド・バークの国制論』の合評会である。著者は本学法学部兼任講師・社会科学研究所「ジェンダーと政治、歴史、思想の交差点」チーム所属の客員研究員である。以下は当日のタイムテーブルであり、若干の時間延長はあったものの、おおよそタイムテーブルにそって行われた。今回の合評会は、報告者の人選(分野・世代を考慮)から当日の司会・進行まで経済学、経済思想史研究者の中澤信彦氏の尽力によるところが大きい。中澤氏に感謝申し上げる。</p> <p>13:30-13:35 開会挨拶:著者紹介と合評会開催までの経緯(鳴子) 5分 13:35-13:40 合評会の趣旨説明(中澤) 5分 13:40-13:50 著者による簡単な内容説明(高橋) 10分 13:50-14:10 コメント1(土井) 20分 14:10-14:30 コメント2(苅谷) 20分 14:30-14:50 コメント3(貫) 20分 14:50-15:00 休憩 15:00-15:30 著者からのリプライ(高橋) 10分×3=30分 15:30-16:25 フロアとの質疑応答 55分 16:25-16:30 まとめ・閉会挨拶(中澤・濱岡) 5分</p> <p>最初に著者から本書の簡単な内容説明が行われ、まず、本書において、当時の言説環境の中でバークが実際に何を言いたかったのかを国制の観点から分析すること、それにより、バークはイギリスの国制を神聖視しているといった解釈を見直す目的を持つことを示し、次いで、初期バークの国制理解、アメリカ独立をめぐる国制論、フランス革命をめぐる国制論の三章からなる本書の各章のポイントを説明した。(1章では、バークはマシュー・ヘイル型のコモン・ロー思想と文明化論を組み合わせた議論を展開、2章では、いずれもアメリカ独立擁護派だったプライス、ペイン、バークの国制への態度の違いを分析、3章では、フランス革命に対する三者の態度の違いの分析に加えて、バークの国制論をシエスとの憲法制定権力論などとの対比も行った。)</p> <p>コメント1の土井美德氏は政治学・法学(憲法)研究者である。土井氏は、バークがロックの自然状態・社会契約の観念よりも、ホブズの自然状態・社会契約の観念に近いという帰結を導いている点に本書の独創性を認め、ポーコックにはない新たなアスペクトを切り開いていると評価する。そのうえで、大きく二つに分けて著者に問題を提起した。一つ目は、「コモン・ロー思想」の理解をめぐって、「コモン・ロー思想」という表現と括り方の妥当性、クックは17世紀前半のコモン・ロー思想の典型と見ることができるのか、初期の「歴史法学」的アプローチと後期の「時効の国制」論との関係性をどう見るか、バークとヘイル、セルデンとの距離・影響、コモン・ローヤーと差異化されるバークの思想的種差、バークの汎ヨーロッパ的モーメント(反革命戦争における「正当かつ必要な戦争」)の連続性を問うた。二つ目は、プライス、シエスとの論争に関連して、バークはフランス革命に看取される獰猛さへの懸念を表明しており、本書の「自然状態と暴政ないし専制への接近」、フランス革命の事態を「自然状態化が始まっている」との指摘、ホブズ的な自然状態=戦争状態のリアリズムをバークが危機意識として共有していたとの指摘に関心を向けたうえで、バークが対抗的な「社会契約」の観念をあえて論じた意図を著者に問うた。最後に本書執筆の際に著者が進めたバーク研究における方法論上の設定を尋ねた。</p> <p>コメント2の苅谷千尋氏は政治学・政治思想史の研究者である。苅谷氏は本書をバーク研究にとどまらない広範囲の研究者の関心を誘う研究書であり、議員になる前後の一貫性問題とアメリカ革命とフランス革命の対応の相違を説得的に説明してバーク研究史へ貢献していること、国制言説の歴史的コンテキストと制約を明らかにしバーク国制論をアップデートして政治思想史に貢献していることを評価する。そのうえで、①アメリカ革命が国制理解に与えた影響、②バークのcivil soceityが文脈により訳し分けられていること、市民社会・政治社会・文明社会の定義・要件は何か、③バークのconstitutionにかかわるテキスト選択(本書は主に『省察』に依拠、他のテキストとの関係)の問題、④同意・契約の政治哲学的含意という4つの論点を著者に問うた。</p> <p>コメント3の貫龍太氏は経済思想史、近代イギリス史の研究者である。貫氏は本書の意義として、バーク以外の思想家</p>

に紙幅を割くことでバーク国制論を当時の論争構造に位置づけ、多面的な角度から評価したこと、その副産物として、仏語文献も利用してシイエスを中心とするフランスの国制論争が整理され、バーク思想の背景理解に有用であることを挙げる。そのうえで、本書が乗り越えようとしているバーク解釈は何か、バークが国制の形式論から離れ、国制の精神とは何か、国制とは何かという本質論に向かわざるを得なかったと著者が捉えた意味を問うた。また、本書はバーク思想の「宗教性」の重要性を相対的に低く見積もり、検討対象から排除する傾向があると指摘する。そこから、半沢孝麿の解釈(歴史の動因としての「神意」)をどのように解釈するのか、聖職者の教会財産を擁護する『省察』の記述をどう考えるのか、バークの社会契約論の解釈について、著者の見解を求めた。さらに、本書はほぼイングランド国内、アメリカ植民地内で完結する「一国モデル」を論じ、イングランド中心主義的な「バークの国制論」を前提としているとして、帝国・複合国家問題に対する著者の姿勢を問うた。最後に、本書は「バークの政治思想を国制の観点から分析する」理論研究と自己規定しているが、人物研究への意欲も見て取れると貫氏は述べ、著者の自己規定は貫徹されているのかと問うてコメントを終えた。

その後、休憩をはさんで、著者からの三者へのリプライがなされ、フロアとの質疑応答に移った。質疑応答では、同意理論の広がり、中間団体と国制、バークのヘイル受容、声・意見、ユダヤ人=豚批判、習俗・趣味、文体論、ホップズ自然状態・戦争状態論のみならずルソー自然状態・戦争状態論のバークへの影響など、多岐にわたる論点で活発な意見交換が続いた。

主催

「ジェンダーと政治、歴史、思想の交差点」チーム(幹事:鳴子 博子)  
共催:経済研究所「思想史研究会」幹事:濱岡 剛・「地域づくり研究会」幹事:松八重 泰輔

公開研究会	
日時	2025年2月27日(木) 14:00~17:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス3階3E03教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	①宗教の自由の制限と職場の内部規則 ②「やさしい日本語」と国民保護法制: 地方自治体の責任を事例として
報告者	①稲木 徹 客員研究員(韶関学院(中国)外籍教師) ②竹内 雅俊 客員研究員(東洋学園大学准教授)
概要	<p><b>稲木報告要旨</b>  本報告は、職場の内部規則による宗教的標章の着用禁止について判断された欧州司法裁判所、欧州人権裁判所、自由権規約委員会の事例を紹介しながら、この問題を考察するものだった。  欧州司法裁判所は、子どもデイケアセンターを含む民間事業者および自治体によるヒジャブの着用制限について先決裁定を下した。前者では顧客に対する中立的イメージの提示(親や子どもに対する中立方針の追求)および事業所における社会的対立の防止が、後者では完全に中立的な行政環境の確保が、ヒジャブ着用制限の正当な目的とされた。裁判所は、真の必要性が証明されること、方針が一貫的かつ体系的な形で真に追求されていること、十分に具体的なリスクが証明されること、厳密に必要な制限に限定されていることを、着用制限が許容される条件とした。  欧州人権裁判所では、民間企業のスタッフおよび国立病院の看護師による十字架の着用制限が問題となった。前者は企業イメージの投影、後者は病棟における健康・安全の保護が正当な目的とされた。裁判所は、前者における十字架着用は十字架が控えめであり企業イメージに影響を与えないことなどから、着用制限は公正なバランスを欠き宗教の自由を侵害していると判断した。  自由権規約委員会では、民間保育所の内部規則によるヒジャブの着用の制限が問題となった。子どもと親の基本的な権利および自由の保護が正当な目的とされた。同委員会は、ヒジャブの着用がこの目的を侵害するという十分な根拠が示されていないなどの理由から、このケースにおけるヒジャブの着用制限は目的に比例していないとして、同制限を条約違反であると判断した。  この問題については、例外を認める余地や使用者と被用者の間の対話の有無に差が見られたり、宗教的標章を禁じる効果をもつ内部規則が組織の設立目的から導かれるかどうかや「中立」をめぐる様々な考えも議論されたりしている。多文化共生社会と言われる日本で多文化の表明を職場においても積極的に認めていくかは大事な問題であり、日本はいかなる社会(であるべき)かという問いも避けられない。少なくとも、制限が問題となる場合、使用者と被用者の間で十分な対話が図られることが必要だと思われる、というのが報告者の結論だった。  報告終了後、参加者との間で活発な質疑応答が行われた。</p> <p><b>竹内報告要旨</b>  近年の日本の社会状況と多文化共生の理念を実現するツールとして行政において「やさしい日本語」が1995年以降注目されてきた。「やさしい日本語(Easy Japanese)」は、主に非母語話者(マイノリティ)に対して災害情報などを伝える手段として、主に言語学者により発展してきた。また、「やさしい日本語」には非専門家に対して複雑な文章を平易に伝える「平易な日本語(Plain Japanese)」という意味合いも国際的な文脈から付与され、以後、両者は区別されて用いられてきた。このような「やさしい日本語」「平易な日本語」は、それまで英語表記や多言語表記というやり方で進められてきた行政サービスに、新たな方向性を与えつつある。  東洋学園大学で筆者が参加している研究チームでは、観光と学内文書(履修要綱)の「日本語から日本語」への翻訳を行ってきた。本報告は、一部行政事業に限定されてきた「やさしい日本語」のプロジェクトの法分野への適用を検討した。具体的には法令文の「難しさ」を特定し、非専門家/非母語話者を想定し、法令文を「やさしい日本語」「平易な日本語」に翻訳するためのモデルを提案した。事例として、国民保護法上の地方自治体の義務と国民保護法第81条を取り上げた。  報告終了後、参加者との間で活発な質疑応答が行われた。</p>
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析: 学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)

公開研究会	
日時	2025年2月7日(金) 15:10~19:10
開催形式	中央大学後楽園キャンパス3階3310教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	ドイツ路面電車ルネサンスの生成根拠—近代思想史と都市交通政策 (自著を語る『ドイツ路面電車ルネサンス—思想史と交通政策』(論創社、2024年))
報告者	田村 伊知朗 氏(北海道教育大学名誉教授) 討論者:後藤 孝夫 氏(中央大学経済学部教授)
概要	<p>2025.2.7公開研究会は、2024年7月に論創社から『ドイツ路面電車ルネサンス—思想史と交通政策』を刊行された著者・田村伊知朗氏(北海道教育大学名誉教授)を迎え、「ドイツ路面電車ルネサンスの生成根拠—近代思想史と都市交通政策」をテーマに田村氏が自著を語る形式で報告いただいた。そして中央大学経済学部教授の後藤孝夫氏(交通経済学・公益事業論)には、討論者として議論に加わっていただいた。本研究会は、社会科学研究所「ジェンダーと政治、歴史、思想の交差点」チーム主催、経済研究所「思想史研究会」(濱岡剛幹事)共催で実施した。報告者の田村氏は、対面参加者にはレジュメ原稿25枚と書評3点(『週刊読書人』『神奈川新聞』『都政新報』の書評)を配布され、オンライン参加者には、オンライン配布用「ドイツ路面電車ルネサンスの生成根拠」と「書評一覧」を電子配布のうえ、80分間の報告をされた。報告の概略は以下の通りである。</p> <p>はじめに、近年、一般化している「自著を語る」という形式の説明があり、「1本書の研究方法論—統合科学的方法論」では、本研究が、数学的方法論と物理学的方法論から無縁であり、統合科学的方法論に依拠していること、このような近代思想史的方法論を用いることによって、ドイツ路面電車ルネサンスの全体的形象を表現しようとしていること、その目的は、新たな理論枠組における全体性へと、様々な学問分野において結論づけられた内容を統合しようとする点にある点が語られた。「2本書の限定性—ドイツという限定性」では、本書がその研究対象を一つの国、ドイツに限定している点が強調された。「3ドイツ路面電車ルネサンスの間接的根拠—後期近代の普遍的な社会現象」において、本書は、後期近代の普遍的な社会現象として都市構造の変容に対する批判(第4章)と都市環境問題の悪化に対する批判(第5章)を挙げているが、前者を路面電車ルネサンスにとってより重要であると考えている。路面電車ルネサンスを考察する際、都市空間の限りなき拡大とそれによる交通、とりわけ動力化された個人交通の増大、これに対する反措定としての交通縮減の思想こそが、このルネサンスを思想的に基礎づけているからである、とその理由が語られた。「4ドイツ路面電車ルネサンスの直接的根拠—(その1)都市住民の意識構造の変容」では、公共交通の復権の根拠が、西ドイツの特殊な歴史的現実態において再検討されねばならないこと、自動車の個人的所有の有無は、1950~1960年代において市民の個人的幸福を測る尺度の一つであったが、自動車は、1970~1980年代においてありふれた汎用品的な消費財へと下落したことが論じられた。「5ドイツ路面電車ルネサンスの直接的根拠—(その2)都市交通政策の変容」では路面電車と地下鉄とを比較することによって、路面電車が都市交通政策において優先されたこと、建設コスト、営業コスト、利用者の利便性そして都市構造という観点から、路面電車の意義が後期近代において再認識されたことが語られた。旅客近距離公共交通における二つの交通手段(路面電車と地下鉄)の競合という表層的現象の背後には、路面電車と動力化された個人交通の競合が、その本質として横たわっている点が指摘された。「6本書の叙述方法—ドイツ語要約の添付」では、巻末に40頁を超えるドイツ語要約を添付したのは、ドイツ語圏研究史において本書を意義づけるためであるとの所為が語られた。最後に「7おわりに」では、本書はドイツ路面電車ルネサンスの理論編であり、この理論研究の土台になった事例研究(ハレ市とベルリン州における路面電車の延伸計画の実現過程と挫折過程に関する考察)は『ドイツ路面電車ルネサンスの栄光と挫折—ハレとベルリン(仮題)』として近日公刊予定であることがアナウンスされて報告が締め括られた。</p> <p>以上の報告後、討論者の後藤氏は20分間、コメントと質問を示された。後藤氏は、本書の意義を、第一に、経済学や工学で確立された研究方法論によって覆いつくされてきた交通学に対して、経験諸科学において集合化され、精緻化された経験的素材を統合し、そこから全体性を抽出する統合科学の重要性をフェルトハウス等に依拠して強調していること、第二にドイツの路面電車を対象とした研究であり、ドイツ語要約も付されていること、各時代を支配していた思想についても精緻に描写している点にあることを指摘した。そのうえで、①統合科学としての交通学とはどのようなものか②都市構造の変容によって産出された交通縮減(自動車依存からの脱却)の思想をどう評価すべきか③公共性をどう定義するかという3点、中でも①②を中心に質問が出された。</p> <p>続いて、田村氏に、後藤氏への質問①②に対してリプライしていただき、休憩をはさんでフロアとの質疑応答に移った。オンライン参加者(遠藤氏・玉井氏)・対面参加者(亀井氏・竹内氏・濱岡氏など)から、ナチズムの交通政策、ゲルマニア構想、路面電車ルネサンスが起きない多くの地域の原因・理由、旅客交通の役割、交通縮減の思想(ローカルな知とグローバルな知の対話、専門知と素人の知との関係)、素人の知の担い手は政治家だけなのか、当事者=住民の知はどう位置づけられるか、など多岐にわたる質問が出された。</p> <p>ところで、公開研究会の終了は予定の1時間遅れとなった(*)。当日、函館から陸路上京された報告者の到着が、新幹線のトラブル(故障)による大幅遅延のため、遅れたからである。しかし、対面・オンライン参加者の理解・協力のおかげで、報告、討論、質疑応答にマイナスの影響は回避され、参加者との間で活発な質疑応答の時間も確保できた。報告者の報告も討論者の質問も、深い専門研究に裏打ちされた内容であったが、参加者との間でさまざまな意見交換ができたのは、公共交通の未来と都市構造の変容の問題領域が、一部の専門家に限定された問題領域ではなく、広く開かれた問題でもあるからだろう。</p>
主催	「ジェンダーと政治、歴史、思想の交差点」チーム(幹事:鳴子 博子) 共催:中央大学経済研究所「思想史研究会」幹事:濱岡 剛

## 公開研究会

日時	2025年1月31日(金) 16:00~18:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス6階6016教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	〈文化外交〉は「第2トラック外交」になりうるか？:ドイツ対外文化政策の経験から-
報告者	川村 陶子 氏(成蹊大学教授)
概要	<p>本報告では、文化を資源や手段とする〈くに〉の政策が良好な国際関係の構築に貢献できる可能性を、対外文化政策や国際文化交流政策を例にとって考察した。〈文化外交〉とも総称できるこれらの政策は、〈ひと〉のレベルにおける国境を越えた関係づくりの方策として、主権・国民国家体制の発展とともに展開してきた。〈文化外交〉は幅広い政策領域に関連し、立案や実施に多数の行為主体がかかわっており、「真剣に取り組むほどうまくいかない」という逆説的な性格ももっている。</p> <p>本報告ではまず、国際関係における文化の扱いを概念と方法論の面から整理したうえで、〈文化外交〉を「国際文化関係の運営に対する〈くに〉の関与」と位置づけ、その特徴や分析枠組みを概観した。後半では、ドイツ連邦共和国(旧西ドイツおよび統一ドイツ)の対外文化政策に注目し、同国の公的文化交流機関であるゲーテ・インスティテュートの活動が通常的外交では手の届きにくい人びととのつながりづくりに役立ったと思われる事例を紹介した。</p> <p>総じて本報告は、国際文化関係運営の歴史に分け入ることを通じて〈文化外交〉の課題や潜在力への理解を深めるとともに、〈文化外交〉が逆説をこえて効果をあげるためのヒントを考察するものだった。</p> <p>報告終了後、参加者との間で活発な質疑応答が行われた。</p>
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析:学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)

公開研究会	
日時	2025年1月31日(金) 9:30~11:30
開催形式	オンライン会議システム(Webex)
テーマ	大学美術館と大学の授業の連携について
報告者	及部 奈津 氏(University of Michigan, Museum of Art Curator of Asian Art)
概要	<p>ミシガン大学の美術館にキュレーターとして勤務されている及部奈津氏から、同美術館の活動を中心に、大学美術館と大学の授業や教育との連携についてのお話をうかがった。はじめに、ミシガン大学および大学内の博物館の概要についての説明があった。1817年に創設された同大学は広大な敷地をもち、博物館は大小合わせると約20館あるが、近年それら全体を統一する部署が創設された。美術館は、2009年に新館の開設と休館の改装を終え、現在2館体制で運営されている。コレクションとしては、ヨーロッパ、東南アジア、中央アジア、東北アジア、アフリカのものを多くっており、90%以上が寄贈によるものである。卒業生による寄贈が多いが、スペースやスタッフ数から受入れは制限せざるを得ず、選定はそのための委員会により議論され決定される。3万点のコレクションのうち3分の1から半分くらいが19世紀以前の西洋美術であるが、館長の方針によってその分野のキュレーターは現在おかれておらず、かわりにアジア地域等のコレクションに力を入れている。館長の権限は大きい。同美術館のミッションは一言でいえば、“Art and ideas at the center of campus and public life”であり、大学の美術館ではあるが、同時にコミュニティのための存在でもある。同美術館と大学の授業との連携に関しては、館内のスタディ・ルームの利用、特別展・常設展の利用、カリキュラム・コレクション展がある。スタディ・ルームの利用は、大学内の教員からのリクエストを受けて必要な作品を同室に移し、20人以下での授業を行うものである。利用希望クラスが多く、現在は3か月前からの予約が必要となっている。より多くの学生が参加する授業では、常設展の活用をしてもらうこともある。カリキュラム・コレクションは、ギャラリーのスペースにおいてスタディ・ルームで行うような学びを提供するもので、居合わせた一般の観客が聴衆となることもある。ユニバーシティ・ラーニングのキュレーターがカリキュラム作りやアウトリーチ活動を担っている。ある一年間では、ツアーの利用が206クラスで4,664人、スタディ・ルームの利用が77クラスで1,563人あった。利用学部はLSA(文学・自然科学・学芸)学部が190クラスと群を抜いて多いが、エンジニアリング、医学、福祉、情報科学なども少数利用がある。上記のキュレーターが、教授会でアピールしたり直接教員にコンタクトをとったりして美術館利用をアピールしており、実際の授業では、学生を前にして説明から入り、どう解釈し、どうやってクラスのトピックスにつなげるのかを考えて討論に導いている。授業以外の大学教育との連携としては、インターンシップとスチューデント・アドバイザリー・ボードが挙げられる。ほとんどのキュレーターがインターンをもっており、展示などにおいては大いに力になっている。インターンをする学生の側にとっては、有償であること以外に、キャリアのステップとしても重要な経験を得られるという利点がある。アドバイザリー・ボードの活動も有償で、学生向けのイベントの企画やアーティストへのインタビューなどを行うが、購入作品の選定プロセスに多少関わることもある。また、大学として、サーティフィケートが発行されるミュージアム・プログラムをもっており、インターンシップはそのためには必須である。</p> <p>以上のようなミシガン大学の美術館の話に続いて、他大学の例として、ハーバード大学やアトランタのスペルマン大学の美術館の活動が紹介された。アメリカでは反レイシズムや先住民の問題などを扱う大学美術館が多くなっているという近年の動向も言及された。</p> <p>ご講義の途中およびご講義後に、参加者から多くの質問が出された。地域への活動として、小学校を対象にツアーやアクティビティを提供していることも質問への回答として紹介された。また、ドーセントの在り方やスタッフの多様性などについても活発な意見交換がなされた。美術館というものを素材に、大学教育の在り方を考える非常に有意義な研究会となった。</p>
主催	「大学の教養教育に関する国内的および国際的比較」チーム(幹事:中坂 恵美子)

公開研究会	
日時	2025年1月11日(土) 9:30~11:30
開催形式	オンライン会議システム(Zoom)
テーマ	早稲田大学国際教養学部のリベラルアーツ教育について
報告者	稲葉 知士 氏(早稲田大学国際教養学部長、教授)
概要	<p>早稲田大学の国際教養学部の現学部長でいらっしゃる稲葉知士先生に、創設から20年の間に同学部がリベラルアーツ教育を通じてどのような学生を育ててきたのか、その背景となるカリキュラムや組織づくりなどについてのお話をいただいた。以下に、ご講演とその後に行われた質疑応答をまとめて、概要を述べる。</p> <p>はじめに、リベラルアーツに関する歴史の説明があった。すなわち、古代のギリシャのArtes Liberalesは「誰にでも開かれた」学問という意味があったのに対して、19世紀になりダーウィンの影響の下で自然科学の要素が加わることで「狭隘な偏見からの自由」を得て自分で自分を作り上げという意味を含むようになった。この考え方は世界中に広まり、日本でも新渡戸稲造や鈴木大拙の思想の中にその系譜がみられる。</p> <p>早稲田大学には10の学院があり、国際教養学部(SILS)は国際学院の一端をなす。「国際」と「教養」を特徴とする学部であるが、国際に関して言えば、現在の在校生2600人中の中で30%が日本国籍をもたない学生であり、残りの70%の日本国籍を有する学生のうちの35%が入学以前に海外での生活経験をもつ人、教員の40%は外国籍である。授業はすべて英語で行われており、4セメから5セメの1年間で日本人学生はすべて留学をする。提携しているいくつかの大学との間でダブル・ディグリー・プログラムが設けられており、学生は1~2年の留学でその取得が可能である。大学院まで含めたデュアル・ディグリー・プログラムもある。また、語学教育については、全学で英語以外に26の言語の学習が可能で、国際教養学部では、語学と文化・歴史・経済・政治を組み合わせたAPMプログラムも設けている。</p> <p>「教養」の側面について、いくつかの特徴が挙げられるが、まずは、上級学年になると専門に分かれるということではなく、学生たちは4年間の間いつでも、どんなことでも学ぶことができるという点がある。ある分野で一定の決められた単位(24単位)を取得するとその証明書が付与される「コンセントレーション」という制度があり、現在12の分野が対象となっている。学生が証明書を得心することのできるのは1つのコンセントレーションだけであり、学年定員600人のうち100人くらいがこれを取得する。学生の学びのプロセスは多様であり、文系で入ってきた学生が理系分野に関心をもつようになり、理系の大学院に進学することもある。また、海外のロースクールやメディカルスクールへの進学を考える学生もおり、近年、後者のために、他学部の実験授業を一部受講することも可能とした。その他、芸術分野の学びの機会としてのアート・プロジェクト、教員間でも学際的な交流をすすめるためのファカルティセミナーなどの開催なども行われている。多彩な分野で活躍する卒業生を輩出しているが、先輩との交流の機会を提供やキャリアセンターとの共催のイベントなどによって、キャリア選択のための支援を行っている。</p> <p>ご講演の後の質疑応答の時間には、多くの質問が出された。学際的な学びを特徴としている大学や学部の中でも、早稲田大学の国際教養学部は他大学とは大きく異なる特徴をもつカリキュラムであることを理解することができた。また、さらなる進化のために学部長のリーダーシップが発揮されてこの学部の発展を支えているということが感じられた。</p>
主催	「大学の教養教育に関する国内のおよび国際的比較」チーム(幹事:中坂 恵美子)

公開研究会	
日時	2024年12月20日(金) 16:00~18:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス5階5N01教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	ユネスコの無形文化遺産保護条約2003年採択への過程
報告者	愛川 紀子 氏(元ユネスコ職員)
概要	ユネスコは国連の専門機関の中で唯一文化を担当する機関である。報告者の愛川氏は、1945年の創設以来ユネスコはどのような概念にもとづいて文化事業を行って来たのか？という問題意識に立って、まず各時代の政治的社会的背景に言及しつつユネスコの活動全般を紹介した。次いで無形文化遺産保護のプログラムの成立と発展、とりわけ同プログラムの最重要課題であった無形文化遺産保護条約作成の過程を、ユネスコ職員としてこの作業に密接にかかわった経験をふまえながら、詳細に考察・検討した。 報告終了後、参加者との間に活発な質疑応答がなされた。
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析:学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)
公開研究会	
日時	2024年11月22日(金) 16:00~18:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス5N01教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	日本の文化外交(ジャポニスム2018を中心に)
報告者	増田 是人 氏(元国際交流基金ジャポニスム事務局長・初代在ヌメア日本領事事務所長)
概要	戦後日本政府が日本文化を外交の手段として用いるようになったのはいかなる国際環境の下で、いつ頃からか？文化大国といわれるフランスはなぜ文化政策を重視してきたのか？報告者はこれらの問いに答えるかたちで、日本政府が海外で実施した最大規模の日本文化事業「ジャポニスム2018」を紹介し、報告の最後ではソフトパワーとしての日本文化および今後の文化外交の課題について考察した。 報告の構成は次のとおりだった。 1 第二次大戦後の日本政府の文化外交への取り組み 2 報告者がかかわった海外での大型日本文化事業 3 フランスの文化政策 4 「ジャポニスム2018」とは何か。 5 ソフトパワーとしての日本文化 6 今後の文化外交の課題  報告終了後、参加者との間に活発な質疑応答がなされた。
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析:学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)

公開研究会	
日時	2024年11月11日(月) 16:00~18:00
開催形式	中央大学多摩キャンパス2号館4階研究所会議室1及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	Linguistic Justice: How Language Shapes International Law
報告者	Jacqueline Mowbray 氏(シドニー大学ロースクール准教授)
概要	報告者は、まず次のような問題意識を語る。世界では6000の言語が話されているが、国際法制度で使用されているのはわずかな言語にとどまる。国際法の実施にとってこのことは何を意味しているのだろうか？ について報告者は、まず国際組織とりわけ国連とEUの言語政策を取り上げ、それらの言語政策がこれらの組織の活動にどのような影響を及ぼしているかを考察する。具体的に考察されるのは、言語政策は組織が耳を傾ける話者を限定しているか？ 言語政策は特定世界の意見や法的アプローチが有するより大きな影響力と結びついているか？ といった問いである。 について報告者は、国際法秩序における通訳者・翻訳者の役割を考察する。通訳者・翻訳者の仕事は、多言語世界における国際法の機能にとってきわめて重要な役割を果たしている。その仕事は国際法の実践にどのような影響を及ぼしているか？ 筆者はこのような観点から、国際法の言説において唱えられている4つの神話を紹介し、それが国際法の実践にどのような効果を生じさせているかを考察する。最後に報告者は、国際法学界における言語状況をとりあげる。国際法研究における言語の選択および言語間の階層は、国際法研究者がおこなう研究にどのような影響をおよぼしているか？ ということが報告者により分析される。このような国際組織、通訳者・翻訳者、研究者という3つのグループの言語状況の分析・考察を通じて、報告者は、英語・仏語がこれらの分野を通じて支配的言語であること、それらの支配的言語が国際法の機能にシステミックな影響をおよぼしていることを確認し、これらの影響は国際法が真に「国際的」と言えるかどうかという重要な問題を提起していると述べて、報告を結んだ。その後参加者との間に活発な質疑応答がなされた。
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析：学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)
公開研究会	
日時	2024年11月7日(木) 15:30~17:30
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス5C04教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	Linguistic Justice: Minority Language Rights in International Law
報告者	Jacqueline Mowbray 氏(シドニー大学ロースクール准教授)
概要	報告は、国際法が諸国において言語の使用をどのように規律しているか、とりわけ言語的少数者の権利をいかに保護しているかを考察するものだった。この問いに関連する国際法分野は、国際人権法、少数者の権利の法、文化保護法の3つである。まず報告者は、これらの法の中身を検討し、これらの法が言語的少数者にたいして少数者言語の国内における使用可能性をどのように提供しているかを示した。次いで報告者は、これらの法の限界を次のように指摘した。国際人権法は言語の道具主義的側面に焦点を当てており少数者にとって言語がもつ内在的意味(文化的アイデンティティ)を考慮に入れていない。少数者の権利法は少数者の文化的アイデンティティ保護を考慮に入れているものの保護対象としての少数者は伝統的にその国に存在してきた少数者にとどまり移民・難民は保護の対象外である。文化保護法は言語自体を保護しようとする静的で狭いアプローチをとっており言語使用者の保護は眼中にない。最後に報告者は、Covid-19の文脈での言語権の状況を次のように紹介した。WHOや社会権規約委員会は、公的衛生措置やサービスを言語的少数者も得られるようにするために少数者言語でそれらの伝達する必要性を強調した。報告者の母国であるオーストラリアでは、Covid-19への言語レベルでの対応に欠落が見られた。パンデミック下において、健康への権利の文脈で言語的無差別の権利がいかに重要であるかが示された。しかしそれは同時に、文化的アイデンティティの観点からの言語保護を後退させるというマイナス面を伴うものだった。言語保護は道具主義的な側面からと同時に文化アイデンティティ保護の側面からもなされるべきである、というのが報告者の結論である。報告後参加者との間に活発な質疑応答が行われた。
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析：学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)

公開講演会	
日時	2024年10月31日(木) 13:20~15:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパスB1階 B1W02
テーマ	International Law, Rights and the Regulation of Language
報告者	Jacqueline Mowbray 氏(シドニー大学ロースクール准教授)
概要	講演は、言語政策および言語権に関する国際法として国際人権法、少数者の権利および文化保護のための国際法の3つを挙げ、それぞれの内容、特徴、問題点を考察するものだった。具体的には、これらの作業を通じて国際法は言語をどのように保護しているか、そこにどのような意義と課題があるのかを、フランス、オーストラリア、EUの実例をとりあげながら、多面的に考察した。講演後、参加者との間に多くの質疑応答がなされた。
主催	社会科学研究所(受入れ担当教員:西海真樹研究員)
公開研究会	
日時	2024年7月6日(土) 9:30~11:30
開催形式	オンライン会議システム(Webex)
テーマ	ポスト・コロナ時代の大学授業・大学生・大学教員—未来予測:大学教育はいかに変容していくのか—
報告者	佐藤 浩章 氏(大阪大学学際大学院機構学位プログラム企画部教授)
概要	大阪大学学際大学院機構教授の佐藤浩彰先生に、「ポスト・コロナ時代の大学授業・大学生・大学教員—未来予測:大学教育はいかに変容していくのか—」と題する報告をしていただいた。佐藤先生は高等教育開発が専門で、大学教員や、大学教員を目指す大学院生向けの企画・講師、教育・学習に関わるコンサルティング活動などに関わられている。本研究会では、コロナ禍を経て進んだICTやchat GPTなどの活用について、また、大学の授業や学生、教員の変容などについて、多角的にお話しいただいた。 コロナにより大学ではオンデマンド講義が普及したが、大学外では2012年ごろからスタディサプリと呼ばれる受験情報サイトによる講義動画や演習教材の提供され、あるいは教育youtuberによる動画配信などにより、いつでもどこでも、自分の都合に合わせて動画を(繰り返し)見ること学ぶスタイルが若い世代には定着している。コロナ禍により、オンライン授業を経験した学生が大学に入学し、「なぜオンデマンド授業にしないのか?」という問いに、大学も教員も答えなければならない状況にある。加えて、chat GPTによってできること(感想文を書くことなど)、できないこと(美術系、音楽系、スポーツ系の学習など)の相違についても大学は改めて考え、授業の内容を検討する必要がある。実際に、対面型授業は、オンライン授業やハイブリッド授業、あるいは対面とオンラインの組み合わせというように変化しており、これに伴って授業の内容も見直し・変容が迫られている。コロナを経て大学生も変容しており、オンライン授業と対面授業、ハイブリッド授業など授業形式の多様化と受講方法を学生が選択できることが求められており、それゆえに、自らの学習をデザインする自己調整学習能力が求められていること、そしてこの自己調整能力は育成できることなどが指摘された。大学教員に求められるものも変容しており、四つのタイプの教員のあり方(スーパー講師、協同学習ファシリテーター、社会学連携コーディネーター、学習コーチ)が考えられること、これらについて教員の向き、不向きを踏まえて役割を選択しつつ、協同してネットワークを作る必要があることなどが指摘された。初年次教育や、ポストコロナの教養教育全体に関わる問題をさまざまな視点からお話しいただき、終了後には質疑が活発に交わされた。
主催	「大学の教養教育に関する国内のおよび国際的比較」チーム(幹事:中坂 恵美子)